

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年1月1日、資格喪失日が同年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日から同年8月1日まで

A社に平成19年1月1日から同年7月31日まで在籍し、厚生年金保険料を毎月給与から控除されていた。このことは、会社も認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、事業主からの訂正届により、資格取得日が平成19年1月1日、資格喪失日が同年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人が所持する給与支給明細書、事業主の証言及び事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、A社に継続して在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与支払明細書の給与支給額により、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成15年12月25日、16年12月25日、18年6月25日及び同年12月25日は30万円、16年6月25日は20万円と記録され、当該標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日、16年12月25日、18年6月25日及び同年12月25日は30万円、16年6月25日は20万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成17年12月25日の標準賞与額については、上記と同様の処理により30万円と記録されているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の同年12月25日の標準賞与額に係る記録を、40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年6月25日
③ 平成16年12月25日
④ 平成17年12月25日
⑤ 平成18年6月25日
⑥ 平成18年12月25日

A事業所から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに、事業主が被保険者賞与支払届を提出するのが遅かったため、当

該期間は、年金給付には反映されない期間と記録されている。

このうち、申立期間④は、事業主の届出誤りにより、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準賞与額（40万円）より低い額（30万円）が記録されている。

実際に控除されていた保険料額に見合う標準賞与額に記録を訂正した上、申立期間を年金給付に反映される期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳の記録及び事業主の供述から、申立人に対し、平成15年12月25日、16年6月25日、同年12月25日、17年12月25日、18年6月25日及び同年12月25日の合計6回分の賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年12月25日、18年6月25日及び同年12月25日は30万円、16年6月25日は20万円、17年12月25日は40万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成15年12月25日の標準賞与額については、賞与額及び保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は無いものの、事業主は、「当該期間前後の申立人の12月分の標準賞与額が30万円であり、当該期間も同額であることは間違いない。社会保険事務所には、この額を届け出た。」と回答していることから、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りを認めている上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月27日に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年9月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月13日から同年11月15日まで
B社に夫婦で勤務し、私はC市内の本部で管理の仕事をし、妻はデパート等で販売の仕事をしていた。

途中、社名がA社に変わったが、夫婦共に途切れることなく勤務していたのに、A社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、妻が昭和40年9月13日であるのに対し、私は同年11月15日となっている。

会社に何らかの事情があつて、B社が適用事業所でなくなった昭和40年6月30日からしばらくの間は厚生年金保険の適用が無かったものと思われるが、A社における被保険者資格の取得日が私と妻とで異なっているのは納得がいかない。

なお、会社が厚生年金保険の適用を受けていない期間及び妻がA社において被保険者資格を取得するまでの期間は申し立てない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所において昭和40年9月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している2名の同僚は、「私は、入社に際し申立人に面接をしても

らった。少なくとも、私より先に勤務していた申立人が、私より後に厚生年金保険の資格を取得しているのはおかしい。」と証言している。

さらに、当該同僚を含む3人の同僚は、「申立人は、本部において事業主の仕事を補佐していた。」と証言しているところ、当該事業主は、昭和40年9月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該事業所に夫婦で一緒に入社したとする申立人の妻も、当該事業主と同日の昭和40年9月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年11月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年6月まで

私は、昭和63年5月ごろ、55歳で年金が受給できると思い、社会保険事務所に手続に行ったら、「あなたの受給が可能となるのは来年からで、それまでは国民年金に加入しなければならない。」と聞いたので、A市役所に行って、国民年金の加入手続をし、61年4月から平成元年4月までの保険料を市役所の窓口で一括納付した記憶があるのに、社会保険庁の記録では、申立期間が未納期間とされているほか、一括ではなく、分割で納付したとされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和63年5月ごろ、A市役所に行って、国民年金の加入手続をし、61年4月から平成元年4月までの期間の保険料を納付した。」と供述している。

しかし、A市が保管する申立人の国民年金被保険者関係電算記録から、昭和61年4月1日を新規資格取得日とする届出が行われたのは平成元年5月16日であり、これに係る国民年金手帳記号番号が払い出されたのは同年6月6日であることが確認できる。

また、届出時点では、申立期間のうち、昭和62年3月までの期間は、時効により制度上、保険料を納付できない期間であり、同年4月から6月までの期間は、過年度であることから、A市で保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、ほかに、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

夫が厚生年金保険に加入していた私は、国民年金制度が始まった当初、加入を1年間ほど迷っていた記憶はあるが、ねんきん特別便を見たら、国民年金制度発足後、約3年半も過ぎてからの加入となっていた。しかし、それほど長い期間迷ってはいなかったもので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年2月15日に払い出され、同年1月30日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間については未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続や保険料納付に関する記憶が曖昧^{あいまい}であるため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 752

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年9月まで
20歳となり、一年たっても国民年金の納付案内が来ないので、A市の年金課に電話したところ、後日、年金課の人が自宅に集金に来てくれ、それまでの保険料を一括で納付したのに、未納とされているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の職員に一括して保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月5日に払い出され、20歳に到達した45年*月*日にさかのぼって資格取得していることが確認できることから、この時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるため、A市に納付することはできない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳の記録から、昭和49年12月25日に、申立期間直後の47年10月から49年3月までの保険料を一括納付していることが確認できることから、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかつた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 753

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から48年8月まで
昭和37年2月に養女となったが、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の申立期間について、養母が私の国民年金保険料を納付していたと聞いていた。名前は「A」と読むが、「B」となっていないかも調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月27日に払い出され、同年9月7日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間については未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない上、「B」名でも国民年金の加入及び納付記録は見当たらない。

さらに、申立人の養母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする養母は既に死亡していることから、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成元年3月までの期間、4年8月から同年10月までの期間、13年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から平成元年3月まで
② 平成4年8月から同年10月まで
③ 平成13年4月及び同年5月

申立期間①及び②は、結婚前であり、母親がA市役所から送られてきた納付書で保険料を納めていた。

また、申立期間③は、催促状が届いたので、私がA市役所へ夫の保険料とともに納付したので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②については、母親が申立人の国民年金保険料を納付書で市役所に納付していたと主張しているが、申立人の母親から事情を聴取しても、記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立期間当時の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、A市では、「当時は、毎年、未加入者に対し加入勧奨を行い、応じない者には、職権適用していた。」としているところ、同市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年7月11日に職権で払い出されたことが記載されており、申立人の20歳の誕生日の前日である昭和63年*月*日にさかのぼって資格取得していることが確認できることから、申立期間①の保険料については、過年度の保険料であり、市役所には納付できない。

さらに、申立期間②について、申立人は厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金の加入手続をした記憶は無い上、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間直後の平成4年11月及び同年12月の保険料が時効間際の6年12月16

日に納付されたことが確認できることから、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかつた可能性がうかがわれる。

申立期間③については、申立人は、その夫の保険料とともに延滞金を加えた金額4万円から5万円を納付したと主張しているが、国民年金保険料については、延滞金を課す制度は無い上、A市に照会したところ、「申立人の夫に対し、平成13年4月21日から同年6月2日までの期間の国民健康保険税に係る催告状が、同年11月26日及び14年2月25日に発送されていること並びに同年3月19日に収納額4万500円と合わせ未納延滞金2,800円が収納されていることが確認できる。」と回答しており、申立人は国民年金保険料と国民健康保険税とを混同しているものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月及び同年5月

平成13年5月に、A市役所から、納付書が届いたが納めなかった。その後、催促状が届いたので、妻が町役場に納めたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料とともに延滞金を加えた金額4万円から5万円を納付したと主張しているが、国民年金保険料については、延滞金を課す制度は無い。

また、A市に照会したところ、「申立人に対し、平成13年4月21日から同年6月2日までの期間の国民健康保険税に係る催告状が、同年11月26日及び14年2月25日に発送されていること並びに同年3月19日に収納額4万500円と合わせ未納延滞金2,800円が収納されていることが確認できる。」と回答しており、申立人は国民年金保険料と国民健康保険税とを混同しているものと考えられる。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 756

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から62年3月まで
申立期間は、夫の健康保険の被扶養者となっており、国民年金に加入していたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年11月2日に夫婦連番で払い出されており、同年4月20日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「夫の健康保険の被扶養者となっていれば、国民年金に加入し、保険料を納付したこととなると思っていたので、何も手続はしていない。」と申し立てているが、制度改正により、被用者年金制度の加入者の被扶養配偶者が保険料の納付を要しない国民年金第3号被保険者となることとされたのは昭和61年4月からであることから、申立期間のうち、同年3月までの期間は、国民年金第3号被保険者となることはできず、同年4月以降の期間は、国民年金第3号被保険者となりうる期間ではあるものの、その資格を取得するには届出が必要である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 21 日から 47 年 12 月 30 日まで
昨年の秋に届いたねんきん特別便で、申立期間は脱退手当金を受け取ったことになっていると知ったが、受給した記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人名の記名押印がある脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時居住していた住所が記載され、住所地に近い金融機関が希望の受領場所として記載されている上、当該裁定請求書には、かつて申立人が勤務していたすべての事業所名、所在地及び勤務期間が記載されており、その内容は申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は、申立人の意思に基づいて請求されたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月1日から28年6月1日まで
② 昭和31年5月1日から32年6月4日まで

昭和35年2月25日に作成した履歴書には、「22年3月、A社ニ入社ス、31年同社ヲ退職ス」また、「31年5月、B社C工場ニ入社ス、現在ニ至ル」との記載がある。

しかし、申立期間①及び②については、厚生年金保険被保険者記録が無い。履歴書のとおり勤務していたことは間違いのないと思うので、この期間の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人直筆の履歴書に「昭和22年3月、A社ニ入社ス」と記されているものの、申立人の厚生年金保険被保険者証には、資格取得年月日として昭和28年6月1日と記載されていることが確認できる上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

申立期間②について、B社は、「当時の資料は既に廃棄している。当時勤務していた者に照会してみたが、申立人を記憶していなかった。」としており、申立人の同社における勤務実態は確認できない。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人が、申立期間②に同社において厚生年金保険の被保険者となった形跡は確認でき

ない。

さらに、申立人は、昭和32年6月からD社において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、当時同社において経理を担当していた元事業主の親族に照会したところ、「申立人のことは覚えているが、昭和32年6月4日に当社で資格取得という記録に間違いは無い。当時、B社と取引があり、製造の請負、製品検査の場所として近くにあった当社の工場を便宜的に提供していたことから、一時的にB社C工場の看板を掲げていた。申立人はこのことを勘違いしているのではないか。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 530

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
昭和 46 年に高校を卒業後、A 県 B 市にあった「C」という店に就職した。保険証を使って歯医者に行った記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の親族の供述から判断すると、申立人が申立期間において申立ての事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、「姉の紹介だったので、申立人にはそれなりの給料を支払っていたが、厚生年金保険には加入していない。」と親族を通じて具体的に証言している。

また、当該事業所について、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録のいずれにおいても記録は無く、商業登記簿における法人登記の記録も確認することができなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る雇用保険の記録も確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 8 月 30 日まで
A社のB事業所でCの調理師として勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答であった。しかし、私は妻と職場結婚し、当時の上司や同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけ無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

上司の妻の証言から、申立人は妻と職場結婚していること、及び期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が調理場の主任だったと供述している上司は、申立期間を含む昭和 36 年 4 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで、国民年金に加入していることが確認できる上、当該上司の妻は、「夫はA社のB事業所に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言していることから、同社は、調理師については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社に対し、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。